

**\* 保育施設利用者負担金（保育料）基準額表 \***

（平成29年4月1日から適用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		3号認定	2号認定
階層	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
第2	第1階層及び第3～第8階層を除き、前年度分の市町村民税非課税に該当する世帯	9,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円	6,000円 〔0円〕 ※第2子以降は0円
第3	第1階層及び第2階層を除き、前年分の市町村民税所得割課税世帯であってその市町村民税所得割課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯 48,600円未満	19,500円 〔 9,000円〕
第4		48,600円以上 97,000円未満	30,000円 〔 9,000円〕
第5		97,000円以上 169,000円未満	44,500円
第6		169,000円以上 301,000円未満	44,500円
第7		301,000円以上 397,000円未満	44,500円
第8		397,000円以上	44,500円

※〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の額。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。